

令和7年3月3日

建設業者各位

廿 日 市 市
(建設部建設総務課)

令和7年3月から適用する公共工事設計労務単価の運用に係る特例措置について

令和7年3月から適用する公共工事設計労務単価の早期活用については、国土交通省不動産・建設経済局長から「技能労働者への適切な賃金水準の確保について」(令和7年2月17日付け国不入企第49号)により要請がありました。

本市においても、新労務単価の早期反映について特例措置の対応を講じることとしましたので、お知らせいたします。

記

1 対象となる工事

(1)令和7年3月1日以降に契約を行った工事のうち、旧労務単価(※)を適用して予定価格を積算しているもの。

(※)旧労務単価とは、令和6年3月から適用した公共工事設計労務単価をいう。

(2)令和7年2月28日以前に契約を締結した工事のうち、令和7年3月1日において工期の始期日が到来していないもの。

ただし、受注者から本件に係る変更についての請求の前に、工事の完成の届出がなされた場合は対象外とする。

2 受注者への通知

受注者に対して、対象となる工事ごとに、本特例措置に基づいた対応が可能であることを、別記様式第1号により通知する。

3 受注者からの請求

通知を受けた受注者は、新労務単価に基づく請負代金額の変更について、対象工事が(1)の場合は別記様式第2号により、(2)の場合は別紙様式1-1(建設工事請負契約約款第25条第6項に基づく請負代金額の変更について(請求))により、必要書類を添付して請求可能期限までに発注者へ請求する。

なお、必要書類については、「技能労働者への適切な賃金水準の確保について」(令和7年2月17日付け国不入企第49号)等の趣旨を踏まえ、元請企業と下請企業間で既に締結している請負契約の金額の見直しや、技能労働者への賃金水準の引き上げ等についても適切に対応する旨の誓約書とする。

4 協議請求の期限

請求可能期限は通知日より14日以内を基本とする。

5 請負代金額の変更

変更後の請負代金額については、次の方法により算出する。

(1)の場合

$$\text{変更請負代金額} = \text{変更工事価格} \times \frac{\text{当初請負工事価格}}{\text{当初工事価格}} + \text{消費税額}$$

(新労務単価適用) (旧労務単価を適用)

(2)の場合

「賃金等の変動に対する建設工事請負契約約款第25条第6項（インフレスライド条項）の運用について」（平成26年2月20日）1.(1)及び2から8.まで（4.(3)を除く。）の規定を準用するものとする。

6 その他

受注者からの請求については、発注者が受理した時点で有効としますが、請求時に添付した誓約書の内容を履行すること。

【問合せ先】

建設部建設総務課

担当：技術管理係

TEL(0829)30-9171

様式第1号

令和 年 月 日

(受注者) 様

廿日市市長 松本 太郎 印

公共工事設計労務単価の運用に係る特例措置による請負代金額変更の協議について(通知)

緊急経済対策としての公共工事の迅速かつ円滑な施工確保と技能労働者の確保に向けた就労条件の改善の観点から、次の契約について、請負代金額変更(旧労務単価に基づく契約を新労務単価に基づく契約に変更)の協議の請求が可能であることを通知します。

1 工事名

〇〇〇〇〇工事

2 請求可能期限

令和 年 月 日まで

3 事務処理について

新労務単価に基づく契約に変更する、請負代金額変更の協議を請求される場合は、別記様式第2号により請求可能期限までに請求してください。

また、請求にあたっては、「技能労働者への適切な賃金水準の確保について」(令和7年2月17日付け国不入企第49号)等の趣旨を踏まえ、元請企業と下請企業間で既に締結している請負契約の金額の見直しや、技能労働者への賃金水準の引き上げ等についても適切に対応する旨の誓約書を添付してください。

なお、請求を発注者が受理することで、変更契約の対象とします。

4 協議により請負代金額の変更となった場合

協議により請負代金額の変更となった場合は、誓約書に記載した内容について、適切に対応することとし、必要に応じて「施工体制立ち入り点検」等の調査を行うことがあります。

また、調査等により誓約書記載内容の履行確認ができない場合については、再度の請負代金額の変更の対象とすることがあります。

様式第2号

令和 年 月 日

廿日市市長 様

(受注者) 

公共工事設計労務単価の適用に係る特例措置による請負代金額変更の協議について(請求)

令和 年 月 日の通知により、次の契約について、請負代金額変更(旧労務単価に基づく契約を新労務単価に基づく契約に変更)の協議を請求します。

- 1 工事名
○○○○○工事
- 2 添付書類
別紙、誓約書

(参考)

誓 約 書

令和 年 月 日

廿日市市長 様

受注者 住 所
氏 名



この度の公共工事設計労務単価の運用に係る特例措置による請負代金額変更の協議について、協議が整った場合は、「技能労働者への適切な賃金水準の確保について」（令和7年2月17日付け国不入企第49号）等の趣旨にのっとり、社会保険料（事業主負担分及び労働者負担分）相当額を適切に含んだ額による下請契約に努めるとともに、下請企業に対し、技能労働者への適切な賃金の支払を要請し、確認等を行います。

また、自社で雇用する技能労働者の賃金水準の引上げ等を行います。

工事名

〇〇〇〇工事